



The Knights

The Knights of Environmental Science  
内藤環境管理株式会社〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2  
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817  
URL : www.knights.co.jp

## 石綿分析「認定分析技術者」を公表

社団法人 日本作業環境測定協会では、石綿分析を必要とする事業者やその他の関係者が分析依頼をする際の参考資料として活用出来るように、5月21日付けで第2回目のクロスチェック事業の結果をホームページ上で公表しました。

厚生労働省からの委託事業として、石綿分析の講習会も行っている社団法人 日本作業環境測定協会では、各分析機関の技術者を対象とし、石綿の分析技術、精度等に関する評価と認定を行うことを目的とした「石綿分析に係わるクロスチェック事業」を開催しています。実施内容としては、建築材料の分析を対象とした「建材製品中の石綿含有率測定クロスチェック」と、空気環境中の分析を対象とした「空気中の石綿計数分析に関するクロスチェック」があり、それぞれ、難易度が一番高い A ランク、中程度の B ランク、最も容易な C ランクがあります。

今回、当社において参加した結果、建築材料と空気環境の両方で A ランクに認定されました。関東圏で両方とも A ランク認定を受けている民間会社は7社あります。その内、東京都では3社、埼玉県では当社のみとなります(5月21日現在)。

石綿分析でお困りのことがありましたら、是非、当社へご相談下さい。6種石綿分析にも対応しております。

無機分析箇所 貝森繁基

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. ベンゾトリアゾール系紫外線吸収剤使用製品の輸入禁止へ
2. 「土壌の汚染に係る環境基準等に係る告示の一部を改正する告示」の公布 環境省
3. PCB 汚染土壌浄化施設に関する指針案に対する意見募集 環境省

## PRTR 届出内容に違反が発覚

環境省及び経済産業省は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下、化管法)第5条第2項の規定に基づくPRTR(化学物質排出・移動量届出制度)届出に虚偽が発覚し、虚偽の届出を行った会社に対して、平成20年5月14日に大阪地方裁判所に化管法第24条第1項に基づく過料の適用を求めました。なお、化管法における違反を理由に過料の適用を求めたのは今回が初めてです。

また、環境省及び経済産業省は上記事業者に対し、化管法届出違反について厳重に注意するとともに、再発防止策の策定・報告を指示しました。

これは、第一種指定化学物質の排出量及び移動量を届け出る際に、平成13年度から平成16年度データ8物質(アセトアルデヒド、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、p-ジクロロベンゼン、塩化メチレン、N,N-ジメチルホルムアミド、銅水溶性塩、トルエン)について意図的に過小な虚偽の届出をしていたことを確認したためです。

化管法第5条第2項では、第一種指定化学物質等取扱事業者は、その事業活動に伴う第一種指定化学物質の排出量及び移動量を主務省令で定めるところにより把握し、第一種指定化学物質及び事業所ごとに、毎年度、排出量及び移動量に関し主務省令で定める次項を主務大臣に届けなければならないとされています。なお、届出が行われない場合や虚偽の報告をした場合、20万円以下の過料に処すると決められています。

当社は化学分析専門会社として35年の経験と実績があり、種々の化学物質の分析を行っております。化学物質の移動量・排出量の把握に際しては、是非当社にご相談下さい。

資料 2008年5月14日付 EICネット  
2008年5月14日付 環境省報道発表資料

クロマト分析箇所 山田悠貴



今すぐ、結果が知りたい!と思った事ありませんか? 業界初新サービス、しかも無料!

「あなたの分析室Webシステム」 過去データから最新の分析結果、分析の進捗状況まであなたのパソコンからいつでも好きなときにご確認いただけます。まずは、お問合せください。